

○地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

平成19年7月13日

条例第48号

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画
- (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績
- (3) その他知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第23号抄)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。